

財務会計事務

(2) 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
交野支援学校	<p>下記の研修会に係る講師謝礼の支出について、所得税の源泉徴収義務があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">単位 (円)</p> <table border="1" data-bbox="492 611 1522 821"> <thead> <tr> <th>研修会の実施日</th> <th></th> <th>講師謝礼の金額</th> <th>源泉徴収額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成29年7月20日</td> <td>誤</td> <td>16,000</td> <td>0</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>16,000</td> <td>1,633</td> <td>14,367</td> </tr> </tbody> </table>	研修会の実施日		講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額	平成29年7月20日	誤	16,000	0	16,000	正	16,000	1,633	14,367	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【所得税法】 (源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p>【所得税法施行令】 (報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収) 第320条 法第204条第1項第1号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第6項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。</p> <p>【所得税基本通達】 第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第204条《源泉徴収義務》関係 〔共通関係〕 (報酬、料金等の性質を有するもの) 204-2 法第204条第1項第1号、第2号及び第4号から</p>	<p>講師謝礼に係る所得税の源泉徴収漏れについて、指摘後速やかに追徴の手続を行い、所得税の納付を行った。 今後は、適正な事務処理を行う。</p>
研修会の実施日		講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額													
平成29年7月20日	誤	16,000	0	16,000													
	正	16,000	1,633	14,367													

		<p>第7号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）